

令和 2 年 9 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号

2 - 4 6

も く じ

・議案第100号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例----- (附則改正) 大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例-----	2 2
・議案第101号	大東市市税条例 (1) 令和2年10月1日施行分----- (2) 令和3年1月1日施行分----- (3) 令和3年10月1日施行分----- (4) 令和4年4月1日施行分----- 大東市市税条例等の一部を改正する条例-----	4 6 16 16 36
・議案第102号	大東市手数料条例-----	38
・議案第103号	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例-----	40
・議案第104号	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例----- 大東市子どもの医療費の助成に関する条例-----	46 50
・議案第105号	大東市立幼稚園条例-----	54
・議案第106号	大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅 介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め る条例-----	56
・議案第108号	大東市立自転車・自動車駐車場条例-----	58
・議案第109号	大東市営住宅条例-----	60
・議案第110号	大東市立自動車駐車場条例-----	62
・議案第111号	大東市体育施設条例-----	64

議案第100号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例  
大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新

<大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例>

第1条 (略)

(定員等)

第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項の規定に基づく団員の定員は405名とし、団員の区分は次に掲げるとおりとする。

(1) 一般消防団員(次号に掲げる団員以外の団員をいう。)

(2) 機能別消防団員(本市の職員で構成される分団に属する団員をいう。)

2 ~ 3 (略)

第3条 ~ 第12条 (略)

<大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例>

本則 (略)

別表第1 ~ 別表第3 (略)

別表第4 (第2条関係)

(略)

備考 この表の規定にかかわらず、大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成27年条例第2号)第2条第1項第2号に規定する機能別消防団員の報酬の額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に3分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

主要改正点

- ・消防団員を一般消防団員と機能別消防団員(本市の職員で構成される分団に属する団員)に区分したこと。
- ・機能別消防団員の報酬の額を規定したこと。

新旧対照表

旧

第1条 (略)

(定員)

第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項の規定に基づく団員の定員は、405人とする。

2 ~ 3 (略)

第3条 ~ 第12条 (略)

本則 (略)

別表第1 ~ 別表第3 (略)

別表第4 (第2条関係)

(略)

# 議案第101号

## 大東市市税条例

### 大東市市税条例等の一部を改正する条例

#### 新

##### <大東市市税条例>

(令和2年10月1日施行分)

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 ～ 10 (略)

第95条 ～ 第145条 (略)

#### 主要改正点

- ・個人住民税における未婚のひとり親に対する措置を講じたこと及び寡婦(寡夫)控除を見直したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 ～ 10 (略)

第95条 ～ 第145条 (略)

## 新

(令和3年1月1日施行分)

第1条 ～ 第34条 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3 ～ 第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給

## 旧

第1条 ～ 第34条 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3 ～ 第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給

## 新

与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 ～ 8 (略)

第36条の3 ～ 第145条 (略)

### 附 則

第1条 ～ 第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

## 旧

与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 ～ 8 (略)

第36条の3 ～ 第145条 (略)

### 附 則

第1条 ～ 第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

## 新

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 （略）

第4条の2 ～ 第9条の2 （略）

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

## 旧

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 （略）

第4条の2 ～ 第9条の2 （略）

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

## 新

第10条の2 (略)

2 ～ 26 (略)

27 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

第10条の3 ～ 第16条の4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 ～ 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3 ～ 第19条の7 (略)

## 旧

第10条の2 (略)

2 ～ 26 (略)

27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

第10条の3 ～ 第16条の4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 ～ 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3 ～ 第19条の7 (略)

## 新

### (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第19条の8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

2 前項に規定する市長が指定する指定行事は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項により文部科学大臣が指定した行事とする。

### (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第19条の9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第20条 ～ 第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第29条 （略）

## 旧

第20条 ～ 第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

第29条 （略）

## 新

(令和3年10月1日施行分)

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 (略)

3 ～ 10 (略)

第95条 ～ 第145条 (略)

(令和4年4月1日施行分)

第1条 ～ 第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項、第140条の12第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納

## 旧

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3 ～ 10 (略)

第95条 ～ 第145条 (略)

第1条 ～ 第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項、第140条の12第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌

## 新

付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第21条 ～ 第22条 (略)

（市民税の納税義務者等）

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定

## 旧

日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第21条 ～ 第22条 (略)

（市民税の納税義務者等）

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定

## 新

する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条 ～ 第30条 （略）

（均等割の税率）

第31条 （略）

2 （略）

法人の区分	税率
(1) （略） ア ～ エ （略） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	（略）

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものと

## 旧

する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条 ～ 第30条 （略）

（均等割の税率）

第31条 （略）

2 （略）

法人の区分	税率
(1) （略） ア ～ エ （略） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	（略）

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務

## 新

する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

第32条 ～ 第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第

## 旧

所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

第32条 ～ 第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第

## 新

- 1 項、第2項又は第3 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第3 5 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第2 2 号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第3 2 1 条の8 第1項、第2項又は第3 1 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第3 4 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第3 2 1 条の8 第3 5 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第3 2 1 条の8 第3 4 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第3 1 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第4 8 条の1 6 の2 第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げ

## 旧

- 1 項、第2項、第4項又は第1 9 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第2 3 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第2 2 号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第3 2 1 条の8 第1項、第2項、第4項又は第1 9 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第2 2 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第3 2 1 条の8 第2 3 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第3 2 1 条の8 第2 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第1 9 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 2 1 条の1 1 第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第4 8 条の1 6 の2 第3項に規定する市民税にあっては、第1

## 新

る期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)

## 旧

号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)

## 新

を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 （略）

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 （略）

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出

## 旧

を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 （略）

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出

## 新

又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

## 旧

又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

## 新

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) ～ (2) (略)

第51条 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 ～ 3 (略)

## 旧

は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) ～ (2) (略)

第51条 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納

## 新

第53条 ～ 第145条 (略)

### 附 則

第1条 ～ 第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

## 旧

付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条 ～ 第145条 (略)

### 附 則

第1条 ～ 第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

## 新

第4条 ～ 第29条 (略)

<大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第17号)>

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 (略)

第23条第1項及び第3項の改正規定 (略)

第24条第1項第2号中「寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円)」を「ひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円)」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第34条の2の改正規定 ～ 附則第28条の改正規定 (略)

第2条 ～ 第6条 (略)

## 旧

第4条 ～ 第29条 (略)

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 (略)

第23条第1項及び第3項の改正規定 (略)

第24条第1項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第34条の2の改正規定 ～ 附則第28条の改正規定 (略)

第2条 ～ 第6条 (略)

議案第102号

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づくもの	<u>個人番号カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。)</u>	<u>1枚につき 800円</u>
備考 (略)		

主要改正点

- ・通知カードの再交付に係る手数料を廃止したこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づくもの	<u>通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。)</u>	<u>1枚につき 500円</u>
	<u>個人番号カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。)</u>	<u>1枚につき 800円</u>
備考 (略)		

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p><u>3 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する入院等（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項に規定する病院等（以下「病院等」という。）（大阪府の区域内であって、大東市の区域外に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者を除く。）に限る。）であって、当該病院等に入院等をした際大東市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現</u></p>

主要改正点

- ・ 重度障害者の医療費の助成に係る住所地特例の適用範囲を拡充したこと。
- ・ 重度障害者の医療費の助成の対象に、精神病床への入院に係る医療費を追加したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p><u>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。</u></p>

## 新

入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、特定継続入院等対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際大東市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際大東市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第2条の2 （略）

（助成の範囲）

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 （略）

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関

## 旧

第2条の2 （略）

（助成の範囲）

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養（以下「子どもの食事療養」という。）について保険給付が行われた場合（食事療養（子どもの食事療養を除く。）若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 （略）

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関

## 新

若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条（略）

（助成の適用）

第5条（略）

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度を判定された者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

第6条（略）

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

第8条 ～ 第11条（略）

（報告等）

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

第13条 ～ 第14条（略）

## 旧

若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条（略）

（助成の適用）

第5条（略）

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定に関わらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度を判定された者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

第6条（略）

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

第8条 ～ 第11条（略）

（報告等）

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

第13条 ～ 第14条（略）

## 議案第104号

### 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 大東市子どもの医療費の助成に関する条例

#### 新

##### (大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例)

第1条 ～ 第1条の2 (略)

(対象者)

第2条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) ～ (5) (略)

第2条の2 (略)

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

#### 主要改正点

- ・ひとり親家庭及び子どもの医療費の助成の対象に、精神病床への入院に係る医療費を追加したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第1条の2 (略)

(対象者)

第2条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) ～ (5) (略)

第2条の2 (略)

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養（以下「子どもの食事療養」という。）について保険給付が行われた場合（食事療養（子どもの食事療養を除く。）若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）におけ

## 新

2 (略)

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条 (略)

(助成の適用)

第5条 (略)

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらずその理由により、申請をすることができなかつた日から開始する。

第6条 (略)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

第8条 ～ 第11条 (略)

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

## 旧

る療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 (略)

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条 (略)

(助成の適用)

第5条 (略)

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、第1項の規定にかかわらずその理由により、申請をすることができなかつた日から開始する。

第6条 (略)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、また既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

第8条 ～ 第11条 (略)

(報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

## 新

第13条 ～ 第14条 (略)

### (大東市子どもの医療費の助成に関する条例)

第1条 (略)

(定義)

第2条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び療養費の支給若しくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。

(4) (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費（入院時食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

(1) ～ (2) (略)

(助成の範囲)

第4条 (略)

(1) 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、療養費又は家族療養費の支給を受けたとき。

(2) (略)

(助成の方法)

## 旧

第13条 ～ 第14条 (略)

第1条 (略)

(定義)

第2条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）又は特定療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び療養費の支給若しくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。

(4) (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費（食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

(1) ～ (2) (略)

(助成の範囲)

第4条 (略)

(1) 医療保険各法の規定による療養の給付、食事療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び療養費の支給又は家族療養費の支給を受けたとき、生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。

(2) (略)

(助成の方法)

## 新

第5条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保護者に支払うことができる。

第6条 ～ 第7条 (略)

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けている者は、大阪府内に住所を有する医療機関において第4条の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

第9条 ～ 第13条 (略)

(報告等)

第14条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、対象者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し対象者の保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

第15条 (略)

## 旧

第5条 医療費の助成は、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局 (以下「契約医療機関」という。) に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保護者に支払うことができる。

第6条 ～ 第7条 (略)

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けている者 (以下「受給者」という。) は、大阪府内に住所を有する医療機関において第4条の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

第9条 ～ 第13条 (略)

(報告等)

第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、対象者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し対象者の保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

第15条 (略)

議案第105号

大東市立幼稚園条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第5条 (略) (預かり保育の対象者)
第6条 預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後及び長期休業日(規則で定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。次条第3号において同じ。)の期間中に幼稚園において実施する教育活動をいう。以下同じ。)の対象者は、保護者が預かり保育を受けることを希望する園児とする。 (保育料等)
第7条 (略)
(1) ～ (2) (略)
(3) 預かり保育料 次に掲げる区分に応じ、次に定める額 ア ～ イ (略)
ウ <u>預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から正午までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額400円</u>
エ <u>預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から午後4時30分までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額600円</u>
オ <u>預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から午後6時までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額800円</u>
第8条 ～ 第10条 (略)

主要改正点

- ・長期休業日の期間中の預かり保育を実施することに伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第5条 (略) (預かり保育の対象者)
第6条 預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後から午後6時まで幼稚園において実施する教育活動をいう。以下同じ。)の対象者は、保護者が預かり保育を受けることを希望する園児とする。 (保育料等)
第7条 (略)
(1) ～ (2) (略)
(3) 預かり保育料 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額 ア ～ イ (略)
第8条 ～ 第10条 (略)

## 議案第106号

### 大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

新
本則 (略)
附 則
1 ～ 2 (略) (管理者に係る経過措置)
3 <u>令和9年3月31日までの間は、第4条(第6条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者とすることができる。</u>
4 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第4条」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)」については、第4条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u>

### 主要改正点

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

### 新旧対照表

旧
本則 (略)
附 則
1 ～ 2 (略) (管理者に係る経過措置)
3 <u>平成33年3月31日までの間は、第4条(第6条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者とすることができる。</u>

大東市立自転車・自動車駐車場条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表第1 (第3条、第4条関係)			
名称	位置	開場時間	駐車車両
大東市立四条畷駅西自転車駐車場	<u>大東市北新町18番及び</u> <u>20番並びに四條畷市楠</u> <u>公一丁目14番</u>	(略)	(略)
別表第2 (略)			

主要改正点

- ・大東市立四条畷駅西自転車駐車場の位置を一部変更したことに伴い、必要な事項を定めたこと。

旧			
本則 (略)			
別表第1 (第3条、第4条関係)			
名称	位置	開場時間	駐車車両
大東市立四条畷駅西自転車駐車場	<u>大東市北新町20番</u>	(略)	(略)
別表第2 (略)			

大東市営住宅条例 新旧対照表

新	
本則 (略)	
別表第1 (第3条関係)	
1 市営住宅	
名称	位置
大東市営大東深野住宅	(略)
<u>大東市営もりねき住宅</u>	<u>大東市北条三丁目2番</u>
2 (略)	
(略)	
別表第2 ~ 別表第3 (略)	

主要改正点

- ・大東市営もりねき住宅を設置することに伴い、必要な事項を定めたこと。

旧	
本則 (略)	
別表第1 (第3条関係)	
1 市営住宅	
名称	位置
大東市営大東深野住宅	(略)
2 (略)	
(略)	
別表第2 ~ 別表第3 (略)	

議案第110号

大東市立自動車駐車場条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表第1 (第2条関係)		
駐車場		
番号	名称	位置
9	北条第11駐車場	(略)
<u>10</u>	<u>北条第12駐車場</u>	<u>大東市北条三丁目4番</u>
別表第2 (略)		

主要改正点

- ・北条第12駐車場を設置することに伴い、必要な事項を定めたこと。

旧		
本則 (略)		
別表第1 (第2条関係)		
駐車場		
番号	名称	位置
9	北条第11駐車場	(略)
別表第2 (略)		

議案第111号

大東市体育施設条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第2条 (略) (事業)
第3条 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の <u>設置の目的</u> を達成するために必要な事業
第4条 ～ 第9条 (略) (使用許可の取消し等)
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、 <u>若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは退去を命ずることができる。</u> (1) ～ (5) (略)
2 (略) (入館及び入場の制限)
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>入館若しくは入場</u> を拒絶し、又は退館若しくは退場を命ずることができる。 (1) ～ (2) (略) (遵守事項)
第12条 <u>全ての</u> 入館者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) (略) (2) 許可された使用目的以外に施設等 <u>その他</u> 器具備品等を使用しないこと。 (3) (略) (4) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等に <u>貼り紙</u> をし、又は <u>くぎ類</u> を打ち込まないこと。 (5) ～ (9) (略)
2 指定管理者は、前項各号の事項を遵守しない者に対して、その <u>使用の停止又は退館若</u>

主要改正点

- ・大東市立市民体育館の小体育室の冷暖房設備の利用料金を定めたこと。

旧
第1条 ～ 第2条 (略) (事業)
第3条 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な事業
第4条 ～ 第9条 (略) (使用許可の取消し等)
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、 <u>又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</u> (1) ～ (5) (略)
2 (略) (入館及び入場の制限)
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>入館及び入場</u> を拒絶し、又は退館若しくは退場を命ずることができる。 (1) ～ (2) (略) (遵守事項)
第12条 <u>使用者並びにすべての</u> 入館者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) (略) (2) 許可された使用目的以外に施設等 <u>その他の</u> 器具備品等を使用しないこと。 (3) (略) (4) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等に <u>はり紙</u> をし、又は <u>釘類</u> を打ち込まないこと。 (5) ～ (9) (略)
2 指定管理者は、前項各号の事項を遵守しない者に対して、その <u>使用を中止させ、退館又</u>

## 新

しくは退場を命ずることができる。

(特別設備の設置等)

第13条 (略)

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命ずることができる。

3 前2項の設備の設置及び変更に伴う経費は、全て使用者の負担とする。

(利用料金)

第14条 別表第3に掲げる体育施設の使用者は、使用の許可を受けるとき又は使用の届出を行うときに、同表に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、委員会又は指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する利用料金のほか、体育施設の附属設備の使用については、別表第4に定める利用料金を納付しなければならない。

3 前2項に規定する利用料金を納付する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、別表第3に定める使用区分に係る利用料金に当該各号に定める額を加算する。

(1) 本市内に在住、在勤又は在学しない者（法人又は団体にあつては、その所在地が本市内にないもの）が使用する場合 次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を別表第3に定める使用区分に係る利用料金に乗じて得た額

表 (略)

(2) 冷暖房設備を使用する場合 次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、同表の右欄に定める額

名称		加算金額
大東市立市民体育館	大体育室	<u>冷暖房設備にあつては1時間当たり4,000円、 暖房設備にあつては1時間当たり3,000円</u>
	小体育室	<u>1時間当たり500円</u>

## 旧

は退場を命ずることができる。

(特別設備の設置等)

第13条 (略)

2 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命ずることができる。

3 前2項の設備の設置及び変更に伴う経費は、すべて使用者の負担とする。

(利用料金)

第14条 施設等のうち、別表第3に掲げる施設の使用者は、使用の許可を受けるとき又は使用の届出を行うときに、同表に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、委員会又は指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する利用料金のほか、体育施設に附属する附属設備の使用については、別表第4に定める利用料金を納付しなければならない。

3 前2項に規定する利用料金を納付する場合において、使用者、使用時間及び使用時期が次に該当するときは、別表第3に定める使用区分に係る利用料金に当該各号に定める施設の区分に応じた金額、又は割合を利用料金に乗じて算出した金額を加算する。この場合において、該当する項目が複数発生するときは、当該加算金額又は算出した金額をすべて合算して納付しなければならない。

(1) 本市内に在住、在勤又は在学しない者（法人又は団体にあつては、その所在地が本市内にないもの）が使用する場合

表 (略)

(2) 冷暖房設備を使用する場合

名称		加算金額又は割合
大東市立市民体育館	大体育室	<u>冷暖房設備 1時間当たり4,000円 暖房設備 1時間当たり3,000円</u>
	多目的室	<u>利用料金の4割</u>

備考 大体育室の加算金額は、半面のみを使用する場合も同額とする。

## 新

	<u>多目的室</u>	<u>別表第3に定める多目的室の使用区分に係る利用料金に4割を乗じて得た額</u>
--	-------------	-------------------------------------------

備考 大体育室の加算金額は、半面のみを使用する場合も同額とする。

(3) 使用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合 次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、同表の右欄に定める額

表 (略)

第15条 ～ 第19条 (略)

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第20条 (略)

2 前項第4号に規定する利用料金は、別表第3 及び別表第4に定める利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

第21条 ～ 第22条 (略)

別表第1 ～ 別表第2 (略)

別表第3 (第14条、第20条関係)

1 (略)

2 (略)

(1) 大東市立市民体育館 (大体育室、小体育室及び多目的室)

表 (略)

(2) 大東市立市民体育館 (トレーニング室)

表 (略)

別表第4 (第14条、第20条関係)

表 (略)

## 旧

(3) 使用許可時間を繰り上げ又は延長して使用する場合

表 (略)

第15条 ～ 第19条 (略)

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第20条 (略)

2 前項第4号に規定する利用料金は、別表第3に定める利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

第21条 ～ 第22条 (略)

別表第1 ～ 別表第2 (略)

別表第3 (第14条、第20条関係)

1 (略)

2 (略)

(1) 大東市立市民体育館

表 (略)

(2) トレーニング室

表 (略)

別表第4 (第14条関係)

表 (略)